

倫理問題発生時の対応規程

公益社団法人 東京都山岳連盟

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人東京都山岳連盟（以下「本連盟」という）において、体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・経理の問題・情報の扱い等倫理に関する問題が発生した場合において迅速かつ的確な対応を行なうことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 原則、本連盟が主催または主管する講習会等の事業・懇親会、部会・委員会会議および内部研修、並びに本連盟の管理や会計、庶務等の業務全てに適用する。

(問題発生時の連絡)

第3条 体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント・経理等倫理の問題が発生した場合、講習会等行事の担当者は速やかに当該委員長へ報告する。

2. 当該委員長は問題を調査し、コンプライアンス委員会へ報告する。
3. コンプライアンス委員会は、問題の内容を整理し、会長、副会長、専務理事へ報告する。
4. 倫理違反ホットラインからの連絡については、倫理違反ホットライン規則の通りとする。

(問題発生時の対応決定会議)

第4条 専務理事が迅速な対応を求められると判断した場合には、倫理委員会および当該委員会ならびに会長が任命した倫理委員会が必要とする者を招集し、臨時の対応会議を開催する。

2. 議長の任命する者が議事録を作成し事務局に保管する。

(問題発生時の対応)

第5条 いかなる理由であろうと体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等倫理の問題の発生があってはならず、被害を受けた方へ謝罪を行なう。

2. 内容によっては刑事上・民事上の責任を問われるが、誠意を持って責任を果たす。
3. 問題の解決には倫理委員会および当該委員会ならびに倫理委員会が招集した者それぞれが協力し、迅速かつ真摯に問題解決に取り組む。
4. 体罰・パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等の問題を発生させた本人および本連盟各部各委員会へ改善の指導を行ない問題の根絶を図る。
5. 倫理の問題が発生した場合は原則としてこれを公表する。公表手段は倫理委員会で決定する。

ただし、被害にあったものが開示を望まない場合は非開示とすることができる。

(倫理違反の疑いがある場合の対応)

- 第6条 コンプライアンス委員会により倫理違反の疑いの連絡があった場合は、会長が倫理違反調査会のメンバーを選任し、倫理違反調査会に倫理違反か否かの調査に当たらせる。
- 2 倫理違反調査会は、倫理違反調査会規則に基づき調査を実施し、倫理委員会へ調査結果を報告する。
 - 3 倫理委員会は、倫理違反調査会の報告を吟味し処分や公表など必要な処置を決定する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の議決を要する。

- 附則 2013年2月17日 体罰等の問題が発生した場合-東京都山岳連盟の対応発行
2013年5月16日 セクハラを追加し体罰パワハラセクハラ等の問題発生-倫理問題発生時の対応規程として発行
2014年5月9日 倫理規程に従った修正 (岩尾先生アドバイスの反映)
2015年6月27日 理事会にて承認
2017年7月1日 第3条に倫理違反ホットラインを記載。第6条を倫理違反の疑いがある場合の対応とし、第7条を追加。
2019年5月2日 第3条の当該委員長報告先を倫理違反ホットラインからコンプライアンス委員会に変更
第6条で倫理違反の疑いがある場合の三役への報告者を倫理違反ホットラインなど→コンプライアンス委員会へ変更
2020年3月23日 適用範囲に、”原則”の文言を追加